

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月20日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 岡 村 乾

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月24日から 令和 8年 9月30日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年10月 6日 午前10時00分 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年10月19日 午後 1時10分 横浜地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年10月13日 午前10時00分から 令和 8年10月13日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関 の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中 央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は 労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許 可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができ ます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月20日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 190, 000 5, 752, 000	一括	1, 438, 000	48, 909	16, 418
1	2, 220, 000				
2	4, 970, 000				



物 件 目 録

1 所 在 横浜市港南区笹下五丁目

地 番 3 6 1 5 番 7

地 目 山林

地 積 1 1 1 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 横浜市港南区笹下五丁目 3 6 1 5 番地 7

家屋 番号 3 6 1 5 番 7

種 類 事務所

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 4 8 . 6 2 平方メートル
2 階 3 6 . 4 3 平方メートル

(現況)

種 類 居宅

(附属建物)

符 号 1

種 類 車庫

構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

床 面 積 1 0 . 8 5 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 2日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 岡 村 乾

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし
-
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市港南区笹下五丁目
 地 番 3 6 1 5 番 7
 地 目 山林
 地 積 1 1 1 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 2 所 在 横浜市港南区笹下五丁目 3 6 1 5 番地 7
 家屋 番号 3 6 1 5 番 7
 種 類 事務所
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 4 8 . 6 2 平方メートル
 2 階 3 6 . 4 3 平方メートル
 (現況)
 種 類 居宅
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
 床 面 積 1 0 . 8 5 平方メートル



令和 8 年(ケ)第 17 号
令和 8 年 3 月 25 日受理
令和 8 年 4 月 30 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所

執行官 遠 島 仁 史

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市港南区笹下五丁目

地 番	3 6 1 5 番 7
地 目	山林
地 積	1 1 1 平方メートル

- 2 所 在 横浜市港南区笹下五丁目 3 6 1 5 番地 7

家屋 番号	3 6 1 5 番 7
種 類	事務所
構 造	木造瓦葺 2 階建
床 面 積	1 階 4 8 . 6 2 平方メートル 2 階 3 6 . 4 3 平方メートル

(附属建物)

符 号	1
種 類	車庫
構 造	コンクリートブロック造陸屋根平家建
床 面 積	1 0 . 8 5 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	横浜市港南区笹下五丁目17番33号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（破産管財人） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅 ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（破産管財人） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として占有し管理している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	符号1の附属建物は、北東側の接面道路との高低差を利用した掘込車庫である	
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 ☐ ある	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者の破産 管財人の事務担当者)	1 私は、本建物の債務者兼所有者である破産者ケイワン・プランニング株式会社の破産管財人Bの事務担当者です。Bの指示により立入調査に立会い、占有状況等について陳述します。 2 本建物2階の洋室2の壁紙の上部の天井板付近に雨漏りの痕のような滲みがありますが、雨漏りの有無は聞いていません。 3 本建物の附属建物(符号1)の掘込車庫の壁面に大きなひび割れがあります。 4 本建物は、令和7年6月頃まで破産者ケイワン・プランニング株式会社が、代表者の住居として使用していたと思われます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 本建物の占有者及び占有状況は、関係人の陳述及び内部立入調査の結果より2枚目記載のとおりと認めた。
- 本建物の損傷及び汚損箇所等
 - (1) 建築後47年経過した建物であり、壁紙・天井クロス等に経年相応の劣化に加え、室内の随所に使用に伴う汚損、破損、劣化等が認められる。
 - (2) 2階の洋室2に壁の滲み跡がある。原因が雨漏りか否かは判明していない。
 - (3) 洗面所の床面に劣化がある。床板が緩んでいて踏み込むと沈む。
- 附属建物（符号1）の堀込車庫の壁面に大きなひび割れがある。
- 本土地は北東側で市道に接面している。（評価人の調査による）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（4枚目）

(調査の経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月2日 (木) 11 : 20—11 : 30	目的物件所在地	外観調査写真撮影, 不在
8年4月8日 (水) 11 : 15—11 : 20	電 話	債務者兼所有者の破産管財人の事務担当者と立入日時打合せ。
8年4月17日 (金) 13 : 40—14 : 05	目的物件所在地	目的物件立入調査, 写真撮影, 債務者兼所有者の破産管財人の事務担当者より占有状況等聴取 (評価人同行)
8年4月28日 (火)	横浜地方法務局	全部事項証明書交付申請 (道路)
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		

(特記事項)
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



地帯区域見出

の
上
面

笹下5丁目

A 笹下5丁目

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

令和8年1月14日

登記官

(1/2)

(6 枚目)

地積測量図

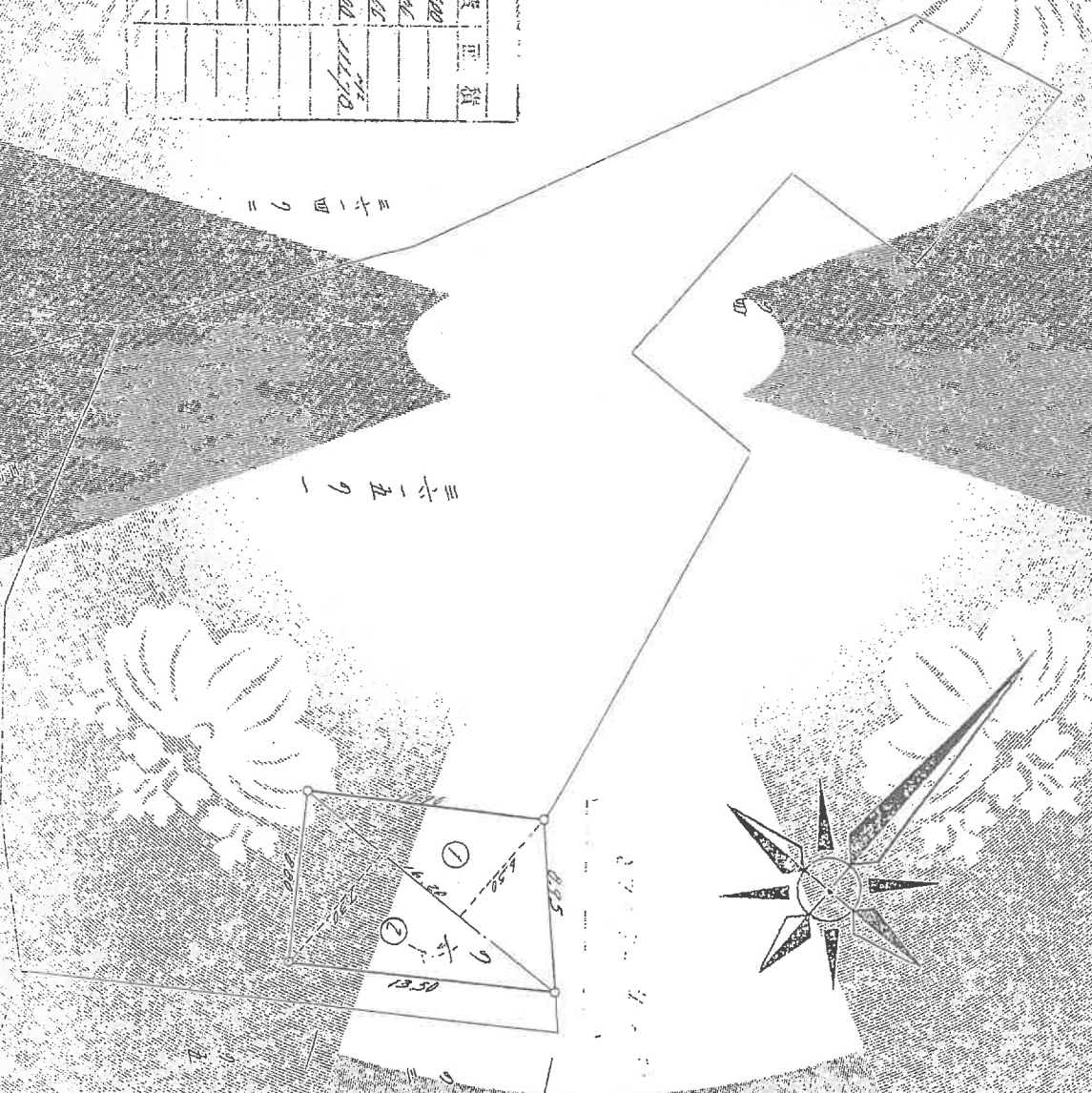
本図面は B4 判を A4 判
に縮小したものである

新 3615-1 後新同 152031

地 積 測 量 図

地 番 365-A-2-1
土地の所在 横浜市山手区 11-3 東久根
区 役 所 下 五 丁 目

求 積 表			
地 番	面 積	底 辺	高
①	16.22	6.50	24.50
②	16.22	20.50	119.2666
		20.50	223.5466
		20.50	111.7880
			112.780



昭和 年 月 日
製作 年 月 日

作 製 者

土地測量所

中 大

建物図面

035411
035410

各階平面図

家屋番号

36/5-7

建物図面
各階平面図

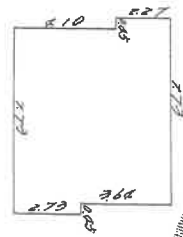
1階平面図

建物の所在

徳島県松山市

36/5-7

建物図面



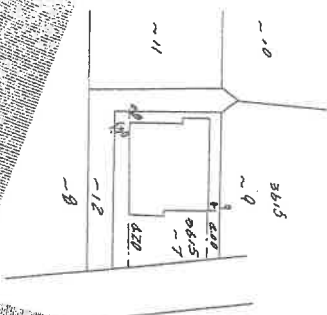
1階床面積

$$\begin{aligned} 2.27 \times 2.27 &= 5.1529 \\ 2.73 \times 2.73 &= 7.4529 \\ 2.73 \times 2.27 &= 6.1971 \\ 2.27 \times 2.73 &= 6.1971 \\ \hline 21.9908 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



2階床面積

$$\begin{aligned} 2.27 \times 2.27 &= 5.1529 \\ 2.27 \times 2.27 &= 5.1529 \\ 2.27 \times 2.27 &= 5.1529 \\ 2.27 \times 2.27 &= 5.1529 \\ \hline 20.6116 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



(長瀬社)

建物図面

各階平面図

家屋番号

3615番7

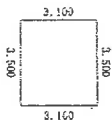
建物図面

建物の所在

横浜市港南区世下五丁目

3615番地7

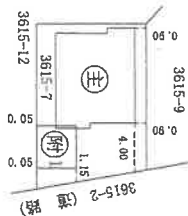
附属建物符号1



求積表

$3.500 \times 3.100 = 10.850000$

合計	10.850000
床面積	10.85 m ²



本図面は B4 判を A4 判
に縮小したものである

作成者

土地調査士
家屋調査士

(令和 6 年 8 月 23 日)

縮尺

250

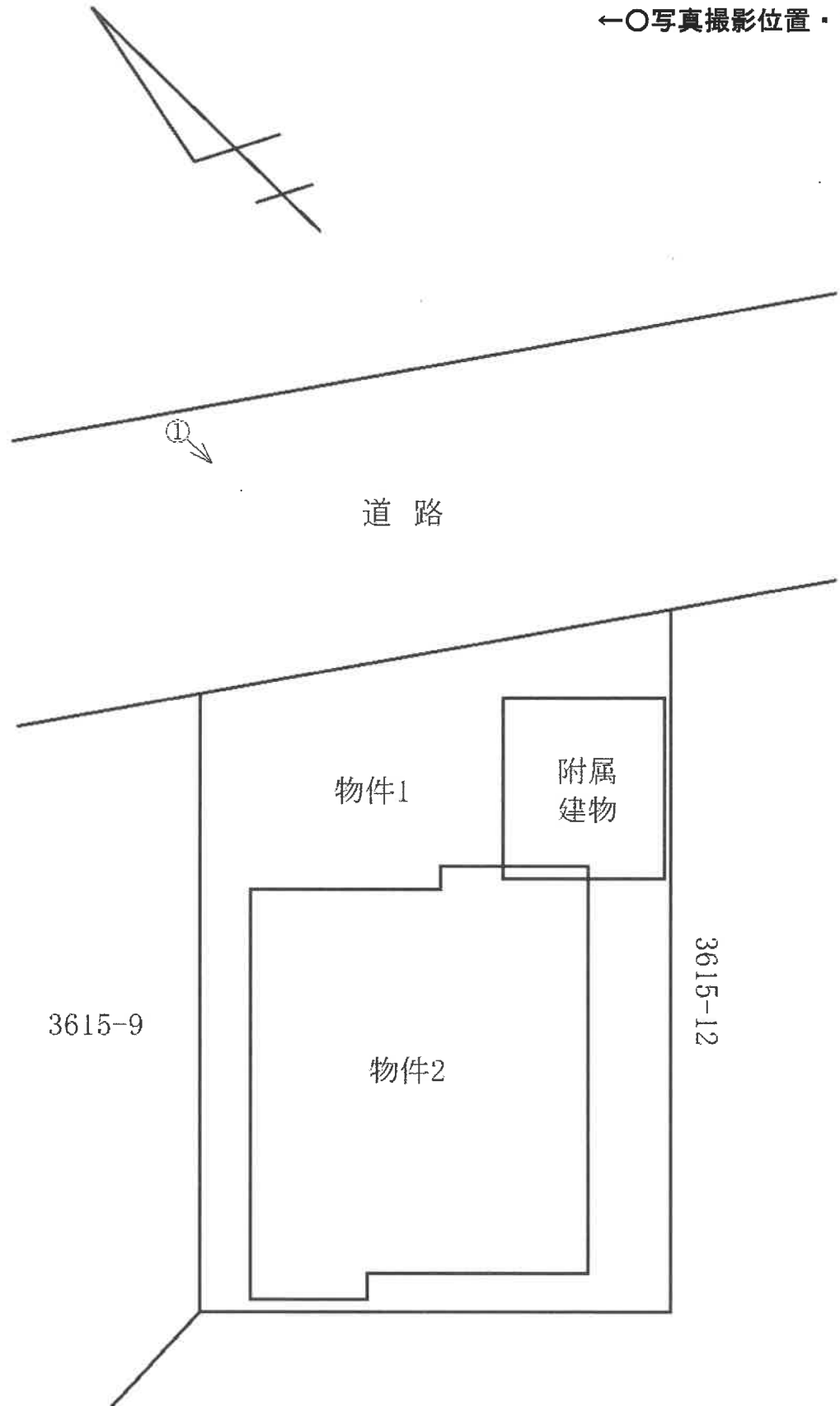
申請人

縮尺

500

土地建物位置関係図

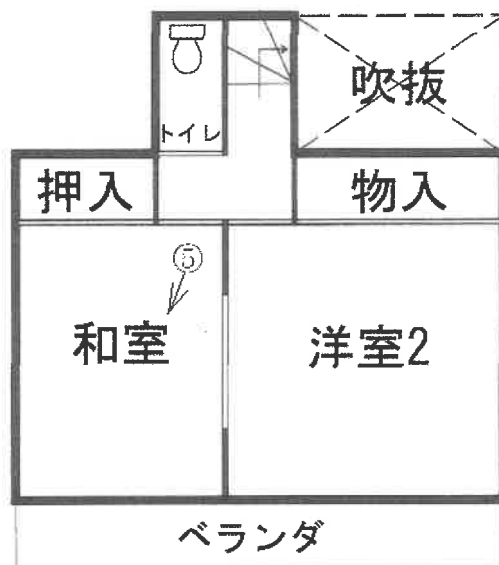
←○写真撮影位置・方向



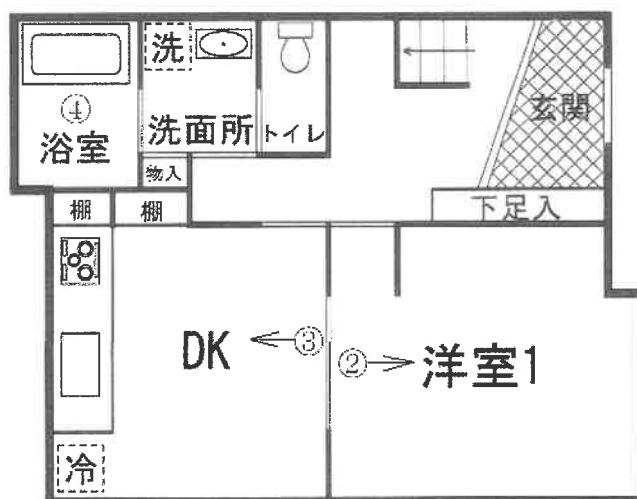
間取見取図

←○写真撮影位置・方向

2階



1階



附属建物（符号1）



① 建物の外観



② 建物内の状況



③ 建物内の状況



④ 建物内の状況



⑤ 建物内の状況





令和 8 年 (ケ) 第 1 7 号
令和 8 年 4 月 1 7 日 現地調査
令和 8 年 4 月 3 0 日 評 価

横浜地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

高橋 芳明

第 1 評価額

一括価格（合計）	
金 7,190,000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 2,220,000 円
物 件 2（建物）	金 4,970,000 円

1. 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載の通り	地目：宅地
2		種類：居宅 住居表示： 横浜市港南区笹下五丁目17番33号
特 記 事 項		
・なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市港南区笹下五丁目
 地 番 3 6 1 5 番 7
 地 目 山林
 地 積 1 1 1 平方メートル

- 2 所 在 横浜市港南区笹下五丁目 3 6 1 5 番地 7
 家屋 番号 3 6 1 5 番 7
 種 類 事務所
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 4 8 . 6 2 平方メートル
 2 階 3 6 . 4 3 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
 床 面 積 1 0 . 8 5 平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 根岸線「洋光台」駅の北方 約1.8km及びバス停「打越」の西方約700m（各道路距離）に位置する。	
付 近 の 状 況	丘陵地に分譲開発された中小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 第1種高度地区及び宅地造成等工事規制区域 等
画 地 条 件	規 模 形 状 間口・奥行 地 勢	111.00㎡（登記地積） 長方形（添付資料「地積測量図」参照） 間口 約9m、奥行 約14m（最長） 周囲一帯は南東方へ傾斜している。敷地内は 平坦であるが、隣接地との高低差は、南東側 は約+1m、北西側は約-1m及び南西側約- 3mである。接面道路との関係は、以下の通 りである。
接面道路の状況	北東側幅員約3.8mの舗装市道（笹下第595号線・建築基準法第42条2項）に接道長約9m、高低差約+2mで接面する中間画地である。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図」の通り。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	事業者提供図面によれば、北東側市道に本管あり 事業者提供図面によれば、北東側市道に埋設管あり 事業者提供図面によれば、北東側市道に本管あり
特 記 事 項	1. 売却対象物件1は、上記の通り、道路とは、約+2m高く 接面するため、その高低差を利用し、地下車庫が存する。 2. 売却対象物件1の道路との間の擁壁及び地下車庫の内壁、	

	外壁には、亀裂の大きい箇所も認められ、剥離、崩落の可能性を有する。 3. 上記1.及び2.のため、再建築時には、地下車庫を含めた造成工事費等が多額にかかる可能性を有する。 4. 北西側隣地とは、もともと親族であった関係から、敷地内に通り抜けが出来る階段が存する。 5. 売却対象物件1は、建築計画概要書上の敷地は、登記地積より約1%大きいですが、現地調査において、概ね登記面積との同一性が認められる。
--	--

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 残 価 率	昭和54年3月10日新築（登記記載） 約48年 約5%
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 瓦葺 モルタル吹付等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング、畳等 トイレ（2箇所）、洗面、浴室、台所、物入等 —
床面積（現況）	1階：48.62㎡、2階：36.43㎡ 延べ85.05㎡	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	居 宅 3DK（付属資料「建物間取図」参照）
品 等	劣 る	
保守管理の状態	劣 る	
建物の利用状況	令和8年4月17日内部立入調査。 調査日現在、破産管財人が占有している。	
特 記 事 項	1. 洗面所の床が沈む。 2. 2階の洋室2の壁面上部に雨漏りによるものとは断定出来ないが浸み跡がある。 3. 設備等の稼働確認を行えていないため、経年を考慮すると今後、不具合又は更新等の必要性が生じる可能性を有する。 4. 主たる建物については、木造で建築後約48年を経過し、床下の根太等が傷んでいる可能性が高い。 5. 附属建物の概要は、以下の通りである。 符号：1、種類：車庫 構造：コンクリートブロック造陸屋根平家建	

	天井・内壁・床：コンクリート打ち放し 床面積：10.85㎡ 特記事項：i. 道路と宅地との高低差を利用した地下車庫（1台分）が存する。 ii. 車庫の内壁及び外壁に亀裂が認めれる。
--	--

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地 の 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	151,000	60 100	90,600	× 111.00	× 0.9	= 9,050,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 等：「横浜港南－9」

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 \text{地価公示価格等} & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & & \\
 174,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{115} & = & 151,000 \text{ 円/㎡} &
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政 等

◇個 別 格 差：画地条件（セットバックの必要性及び擁壁、地下車庫の老朽化等から再建築時には建物の建築費の他、宅地造成工事費が発生するものと判断する点）等

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2（建物）

i. 主たる建物

目的建物は建築後約 48 年を経過する木造の建物である。本件では、再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率（本件では、建築年数、維持管理の状態及び不具合発生の不確実性等を考慮）を再調達原価の 5%と判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2 主	270,000	× 85.05	× 0.05	= 1,150,000

ii. 附属建物

附属建物は建築後約 48 年を経過するコンクリートブロック造の建物である。本件では、再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率（本件では、建築年数、維持管理の状態及び不具合発生の不確実性等を考慮）を再調達原価の 5%と判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2 附	130,000	× 10.85	× 0.05	= 70,000

iii. 物件 2 の建物価格

以上により求められた物件 2 の主たる建物の価格に附属建物の価格を加算して、物件 2 の建物価格を求めた。

$$\therefore i + ii = 1,150,000 \text{ 円} + 70,000 \text{ 円} = 1,220,000 \text{ 円}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 敷土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合 (注)		土地利用権等価格 (円)
1	9,050,000	×	0.65 法定地上権	= 5,880,000
合 計				5,880,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格（円）	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円)	占有 減 修 正	市場性 修 正	競売市 場修正	その 他 の 控 除	評 価 額 （円）
1	(9,050,000	－ 5,880,000)	－	× 1.0	× 0.7		= 2,220,000
2	(1,220,000	＋ 5,880,000)	× 1.0	× 1.0	× 0.7	－	= 4,970,000
一括価格（合計）							7,190,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格等：「横浜港南－9」

所 在：横浜市港南区笹下6丁目2801番10「笹下6-25-7」

価 格：174,000 円／㎡

位 置：JR根岸線「洋光台」駅 1.4 km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：168 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南東 6.5m 市道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域(建蔽率 50%、容積率 80%)

防 火 ・ 準 防 火：－

地 域 の 概 要：中規模一般住宅等が多い丘陵地の分譲住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	（土地）	11,877,000 円
物件2	（建物）	1,514,091 円
	内訳 主たる建物	1,371,913 円
	附属建物	142,178 円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

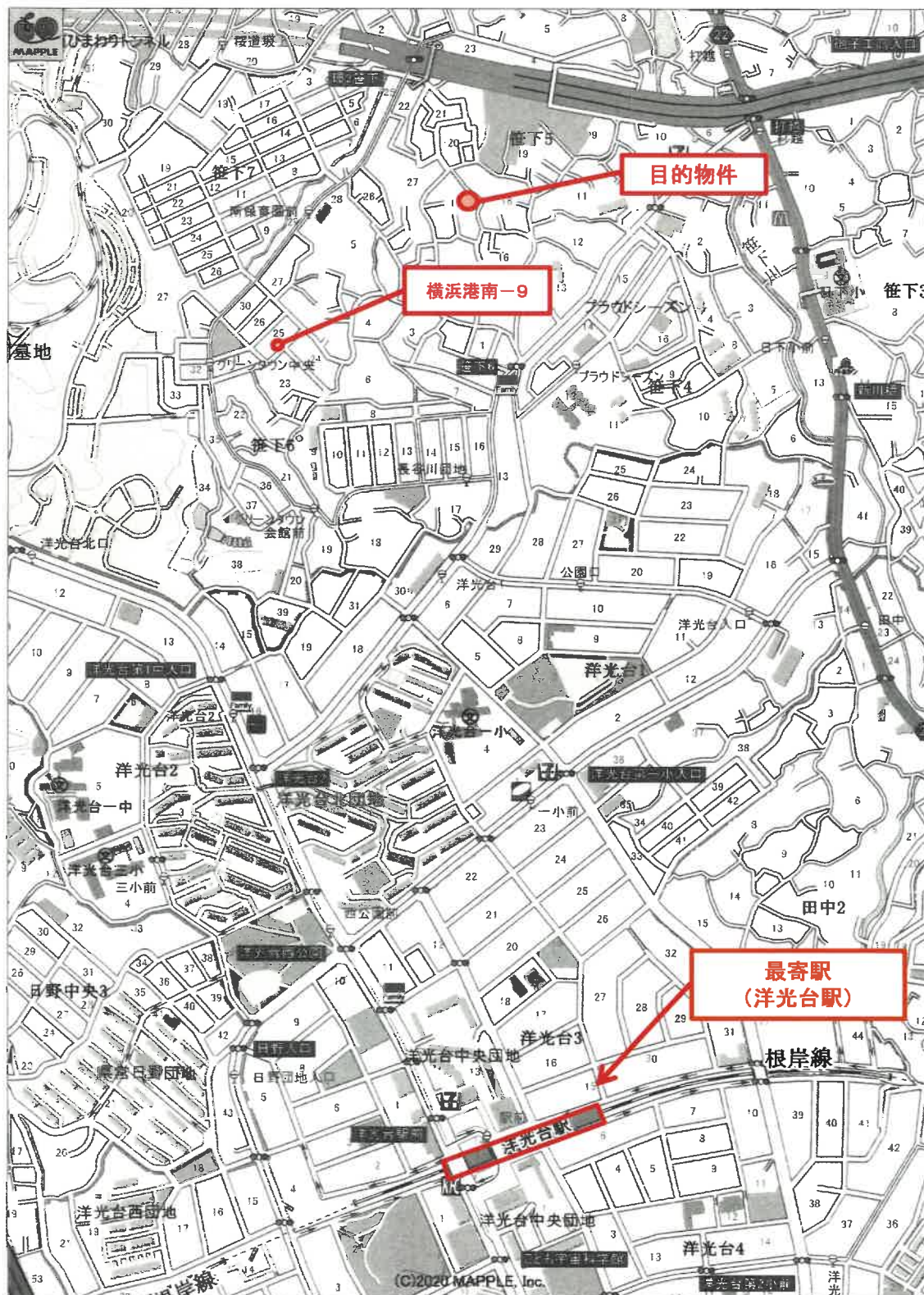
地積測量図写

建物図面・各階平面図写

建物間取図

以 上

株式会社 マップル スーパーマップル・デジタル(地図使用承認© マップル第6-278号)



1: 8,000 相当

※但し、パソコン読込の関係で、若干の拡大・縮小が生じている可能性がある。





登記年月日：昭和43年2月5日

前 3615-1 後 3615-1-7 後新同一

152031

測 量 図

地 積

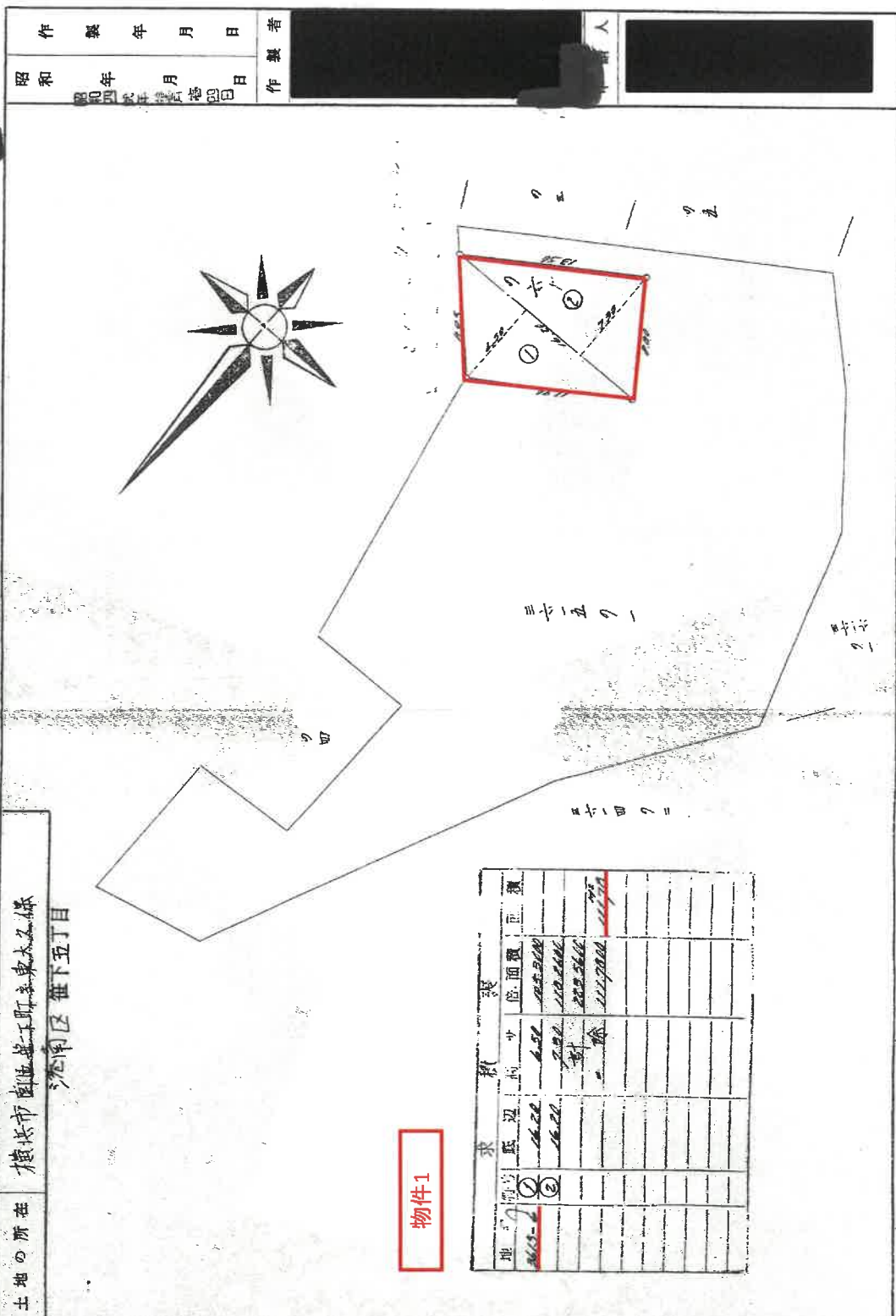
地 番

3615-1-7-1

土地の所在

横浜市磯子区東本郷

港南区 港下五丁目



物件1

地 番	辺 長	面 積	正 積
3615-1-7-1	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-2	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-3	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-4	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-5	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-6	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-7	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-8	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-9	16.21	118.24	118.24
3615-1-7-10	16.21	118.24	118.24

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局米田事務所管轄)

令和8年1月14日 横浜地方方法務局

登記番

縮 尺 S=1/300

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

原図より70%縮小

請求番号：6-2

登記年月日：令和6年9月9日

これは図面に記号されている内容を証明した面である。

(横浜地方方法務局米出張所管轄)

令和8年1月14日

横浜地方方法務局

登記官

各階平面図

家屋番号 3615番7

建物図面

建物の所在 横浜市港南区笹下五丁目 3615番地7

物件2

附属建物符号1



求積表	
3.500×3.100	$= 10.850000$
合計	10.850000
床面積	10.85 m ²



(面積表)

作成者

縮尺 1/250

申請人

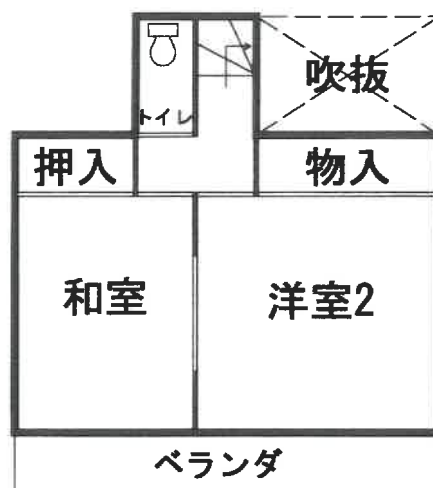
縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会所属)

請求番号：6-3

原図より70%縮小

2階



1階



附属建物（符号1）

